府　令

○内閣府令第六十二号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査室並びに企画官及び男女共同参画分析官） **第十二条**　総務課に、調査室並びに企画官及び男女共同参画分析官それぞれ一人を置く。 2　調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　行政各部の施策の統一を図るために必要となる男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 イ　政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究の促進に関する事項 ロ　男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっての男女共同参画社会の形成に対する配慮に関する事項 二　男女共同参画局の所掌事務に関する政策の基本となる事項の総合的な調査に関すること。 3　調査室に、室長を置く。 4　［略］ 5　男女共同参画分析官は、命を受けて、政府の施策に関する男女共同参画社会の形成の観点からの調査及び分析を行う。	（企画官） **第十二条**　総務課に、企画官一人を置く。 ［項を加える。］
第十三条　削除	（積極措置政策調整官及び男女共同参画推進官） **第十四条**　推進課に、積極措置政策調整官及び男女共同参画推進官それぞれ一人を置く。 ［項を削る。］
（調査官及び男女共同参画分析官） **第十三条**　調査課に、調査官及び男女共同参画分析官それぞれ一人を置く。 2　調査官は、命を受けて、調査課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。 3　男女共同参画分析官は、命を受けて、政府の施策に関する男女共同参画社会の形成の観点からの調査及び分析を行う。	［項を加える。］ 2　［同上］ ［項を加える。］
（暴力対策推進室並びに積極措置政策調整官及び男女共同参画推進官） **第十四条**　推進課に、暴力対策推進室並びに積極措置政策調整官及び男女共同参画推進官それぞれ一人を置く。 2　暴力対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務の企画及び立案並びに推進に関すること。 二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する暴力の防止及び被害者の保護に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。 3　暴力対策推進室に、室長を置く。 4・5　［同上］	［項を削る。］ 2・3　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、令和二年十月一日から施行する。